

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法															
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるものを全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるものを全てに○)				(4) エの内容・補足事項	
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時の健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)		
33	33	32	25	15	12	24	17	30	0	6	6	1	0	31	1	1	
神奈川県	横浜市	○	○	○			○	○							○	初回の申請のみ締切期限を設定し、その後は翌年2月まで随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	
神奈川県	川崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	川崎市立小中学校在学中の児童生徒がいる世帯の住所宛てにお知らせと申請書を送付 学務課、公民館などの関係機関に案内兼申請書を配架。市ホームページからダウンロード可能。 小学校等入学予定者の新入学児童学用品費の入学前支給に係る案内兼申請書については、就学時健康診断通知に同封。 小学校1年生の保護者に対しては、案内兼申請書とともに就学奨励金制度の利用意思確認書を配付し、全児童の保護者から学校を通じて提出いただく取扱いとし、より丁寧な制度周知を図った。				○		
神奈川県	相模原市	○	○				○	○		○					○		
神奈川県	横須賀市	○	○			○	○	○						○			
神奈川県	平塚市	○	○			○		○						○			
神奈川県	鎌倉市	○	○		○	○	○	○						○			
神奈川県	藤沢市	○	○			○	○	○						○			
神奈川県	小田原市	○	○	○		○						○					
神奈川県	茅ヶ崎市	○	○	○		○	○	○						○			
神奈川県	逗子市	○	○			○								○			
神奈川県	三浦市	○	○				○	○						○			
神奈川県	秦野市	○	○	○	○	○	○	○						○			
神奈川県	厚木市	○	○	○		○	○	○						○			
神奈川県	大和市	○	○	○	○	○	○	○						○			
神奈川県	伊勢原市	○	○	○	○	○	○	○						○			
神奈川県	海老名市	○	○		○	○		○						○			
神奈川県	座間市	○	○	○		○		○						○			
神奈川県	南足柄市	○		○			○	○						○			
神奈川県	綾瀬市	○	○			○	○	○		○	前年度認定者に対し、教育委員会から就学援助の申請書類を郵送配布。			○			
神奈川県	葉山町	○	○		○			○		○	保護者あてに周知のためのメールを送信			○			
神奈川県	寒川町	○	○		○		○	○						○			
神奈川県	大磯町	○				○				○	前年度申請者に学校を通じて通知を送付			○			
神奈川県	二宮町	○	○	○	○	○		○						○			
神奈川県	中井町	○			○			○						○			
神奈川県	大井町	○	○		○	○		○						○			
神奈川県	松田町	○				○	○							○			
神奈川県	山北町	○	○			○		○						○			
神奈川県	開成町	○		○				○						○			
神奈川県	箱根町	○		○		○	○	○						○			
神奈川県	真鶴町			○		○		○						○			
神奈川県	湯河原町	○	○			○		○		○	「ゆがわら暮らしのガイドブック」に就学援助制度について掲載。この冊子は2年に1度発行、全戸に配布される。転入時にも配付されている。			○			
神奈川県	愛川町	○	○	○		○	○	○						○			
神奈川県	清川村	○			○			○						○			

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																			
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																			
		＜小学校＞																																			
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）							(6) ケの内容	(7) (1)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(8) エの内容						
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っており、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）		ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイト掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布		ケ. その他→(6)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。		エ. その他→(8)					
33	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	1	0	0	2	7	6	17	0	19	15	9	8	5	1	2	0	15	15	0	0	0	0	0		
神奈川県	横浜市	○					○									○					○	○	○														
神奈川県	川崎市	○					○												○		○	○	○	○	○			○	新小学校1年生の全家庭にお知らせと申請書を送付								
神奈川県	相模原市	○					○												○		○	○						○	就学時健康診断通知に同封								
神奈川県	横須賀市	○					○											○		○								○	新小学1年生の全世帯に案内文、申請書を郵送								
神奈川県	平塚市	○					○											○										○	小学校入学予定者に郵送する就学時健康診断の通知に、案内と申請書を同封。								
神奈川県	鎌倉市	○					○											○		○		○						○									
神奈川県	藤沢市	○					○											○		○		○						○	就学時健康診断のお知らせの書類とともに配布								
神奈川県	小田原市	○					○											○		○				○				○	就学時健康診断の案内通知に同封								
神奈川県	茅ヶ崎市	○					○												○																		
神奈川県	逗子市	○					○											○		○				○													
神奈川県	三浦市	○					○												○		○							○	就学時健康診断の際に教育委員会で案内を配布								
神奈川県	秦野市	○					○												○									○	就学時健康診断の案内書類とともに配布								
神奈川県	厚木市	○					○															○															
神奈川県	大和市	○					○							○						○					○												
神奈川県	伊勢原市	○					○											○										○	就学時健康診断の書類とともに配布								
神奈川県	海老名市	○					○											○				○															
神奈川県	座間市	○					○											○		○		○															
神奈川県	南足柄市	○					○															○															
神奈川県	綾瀬市	○					○												○		○							○	新入学児童の全世帯に申請書を郵送配布。								
神奈川県	葉山町	○					○												○				○														
神奈川県	寒川町	○					○												○		○		○				○										
神奈川県	大磯町	○					○																														
神奈川県	二宮町	○					○											○				○						○	就学時健康診断の案内書類とともに郵送								
神奈川県	中井町	○					○						○										○														
神奈川県	大井町	○					○																○														
神奈川県	松田町	○					○																					○	就学時健康診断の際に会場で案内を配布								
神奈川県	山北町	○					○																		○												
神奈川県	開成町	○					○																														
神奈川県	箱根町	○					○																					○	・就学する全家庭に案内を郵送								
神奈川県	真鶴町	○					○															○															
神奈川県	湯河原町	○					○																					○	湯河原町教育委員会の就学時健康診断の際に会場で書類を配付。								
神奈川県	愛川町	○					○															○				○											
神奈川県	清川村	○					○																					○	就学時健康診断実施の際に受付にて教育委員会より案内（申請書等）を配布								

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																							
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																							
		＜中学校＞																							
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(6) エの内容		
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討もはしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）		ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他→(6)				
33	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	1	0	1	1	9	4	17	0	0	0	0	0	
神奈川県	横浜市	○					○								○										
神奈川県	川崎市	○					○											○							
神奈川県	相模原市	○					○										○								
神奈川県	横須賀市	○					○											○							
神奈川県	平塚市	○					○									○									
神奈川県	鎌倉市	○					○									○									
神奈川県	藤沢市	○					○									○									
神奈川県	小田原市	○					○											○							
神奈川県	茅ヶ崎市	○					○									○									
神奈川県	逗子市	○					○									○									
神奈川県	三浦市	○					○											○							
神奈川県	秦野市	○					○											○							
神奈川県	厚木市	○					○											○							
神奈川県	大和市	○					○							○											
神奈川県	伊勢原市	○					○								○										
神奈川県	海老名市	○					○								○										
神奈川県	座間市	○					○											○							
神奈川県	南足柄市	○					○											○							
神奈川県	綾瀬市	○					○									○									
神奈川県	葉山町	○					○											○							
神奈川県	寒川町	○					○											○							
神奈川県	大磯町	○					○											○							
神奈川県	二宮町	○					○									○									
神奈川県	中井町	○					○					○													
神奈川県	大井町	○					○									○									
神奈川県	松田町	○					○											○							
神奈川県	山北町	○					○											○							
神奈川県	開成町	○					○											○							
神奈川県	箱根町	○					○								○										
神奈川県	真鶴町	○					○											○							
神奈川県	湯河原町	○					○									○									
神奈川県	愛川町	○					○											○							
神奈川県	清川村	○					○											○							

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				(4) ソ、タ又は テを回答した場 合、生活保護基 準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答し た場合、市区町 村民税課税最 低限度額に掛け る係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																							
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	(2) オの内容 ・ 補足事項	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村市民税の非課税	ウ. 市区町村市民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。	ツ. 市区町村市民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたものの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他 →(6)						
																											係数(倍率)	係数(倍率)				
33	33	11	4	11	0	7	7	20	19	19	19	19	21	8	3	15	15	6	4	4	17	22	9	2	0	3	33	0	3	3		
神奈川県	横浜市					○	横浜市では認定期間を4月～翌年3月の年度ごとに設定しており、申請は4月～翌年2月まで随時受付け、世帯変更などの事由がなければ提出時期にかかわらず原則4月まで遡って認定している。原則前年の所得により審査を行うが、1・2月の申請では当該年の所得証明書類があれば当該年の所得で審査可能という運用をしている。令和2年度については、上記に加え「特別審査」と称し、特別審査申立書及び直近の所得証明書類等を添付すれば、直近の所得で審査を行い、速やかに保護者に援助ができるように対応していたが、令和3年度については従来の運用としている。	○					○										○				1					
神奈川県	川崎市	○						○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○	1		失業や疾病による休職又は医療費がかかっている、一定の要件を満たす場合			
神奈川県	相模原市					○	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに時限的な事務取扱を整備し、その手順により認定	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.2					
神奈川県	横浜須賀町					○	経済的理由による申請については、前年度の所得により判定しているため、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた基準は設けていない。	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○					1.5					
神奈川県	平塚市					○	認定基準は変わらないが、一時困窮者の要件を緩和。						○									○				1.5						
神奈川県	鎌倉市	○																				○				1.5						
神奈川県	藤沢市	○						○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			1.3						
神奈川県	小田原市		○					○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○				1.3			(3)サについては、生活状況が極めて悪い児童生徒に対し、学校長からの意見書により認定することができるとしている。			
神奈川県	茅ヶ崎市			○																		○				1.3						
神奈川県	逗子市		○					○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				1.5						
神奈川県	三浦市			○				○	○	○	○	○	○									○				1.4						
神奈川県	秦野市	○																					○			1.5						
神奈川県	厚木市			○																		○				1.5						
神奈川県	大和市			○					○	○	○	○	○	○			○				○		○			1.5						
神奈川県	伊勢原市			○																		○				1.5						
神奈川県	海老名市		○					○		○	○	○	○	○								○				1.4						
神奈川県	座間市			○				○	○														○			1.3						
神奈川県	南足柄市	○																					○			1.3						
神奈川県	綾瀬市		○																			○				1.4						
神奈川県	葉山町	○																					○			1.5						
神奈川県	寒川町			○				○	○	○	○	○	○			○					○			○		1.3						
神奈川県	大磯町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				1.3						
神奈川県	二宮町	○						○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	1.3		保護者又は主たる生計維持者の失業、休業、災害、死亡、又は長期療養等により、現年において収入額等が前年より著しく減少すると認められる世帯については、前年の収入額に係わらず認定対象とすることができる。	ソについて、保護者が1人の世帯で1.5倍、保護者が2人の世帯で1.3倍。			
神奈川県	中井町	○						○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			1.5						
神奈川県	大井町			○				○	○	○	○	○	○			○	○				○			○		1.3						
神奈川県	松田町					○	特に対応していない。															○				1.3						
神奈川県	山北町					○	特に対応していない。	○	○	○	○	○	○			○	○					○	○			1.6						
神奈川県	開成町			○																		○				1.3						
神奈川県	箱根町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1.3		・火災等で罹災したことにより、当該援助が必要と認められる者 ・傷病等により一時的に生活困窮となった者				
神奈川県	真鶴町	○																				○				1.5						
神奈川県	湯河原町					○	令和3年度においては、特段の対応はしていません。	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				1.3						
神奈川県	愛川町	○						○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					1.3			生活保護基準1.0倍未満と生活保護基準1.3倍以下にて区分を2つに分けている。			
神奈川県	清川村			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5						

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について									6. 就学援助率
		4. (3)で ソ、タを回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応									令和2年度
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)でイを回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)でアを回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				(4)エの内容・補足事項	
		ア. 反映させる (新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない (従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)		
33	33	13	18	18	18	3	4	6	1	1	33
神奈川県	横浜市		○	平成25		8					15%未満
神奈川県	川崎市		○	平成30		4					15%未満
											20%未満
神奈川県	相模原市	○				○					20%未満
神奈川県	横須賀市		○	平成29		4					20%未満
神奈川県	平塚市	○				○					15%未満
神奈川県	鎌倉市		○	平成25		4					20%未満
神奈川県	藤沢市		○	平成25		4					15%未満
神奈川県	小田原市		○	平成30		4					20%未満
											20%未満
神奈川県	茅ヶ崎市		○	平成24		12					
神奈川県	逗子市		○	平成25		4					10%未満
神奈川県	三浦市	○				○			○	係数を上げたことによる追加の対応以外は行っていない	20%未満
神奈川県	秦野市		○	平成29		4					15%未満
神奈川県	厚木市		○	平成25		4					20%未満
神奈川県	大和市		○	平成27		4					25%未満
神奈川県	伊勢原市		○	平成26		4					15%未満
神奈川県	海老名市	○						○			10%未満
神奈川県	座間市		○	平成25		4					15%未満
神奈川県	南足柄市		○	平成25		4					15%未満
											30%未満
神奈川県	綾瀬市		○	平成25		4					
神奈川県	葉山町		○	平成24		12					15%未満
神奈川県	寒川町										20%未満
神奈川県	大磯町	○						○			10%未満
											15%未満
神奈川県	二宮町	○						○			
神奈川県	中井町	○					○				15%未満
神奈川県	大井町										10%未満
神奈川県	松田町	○					○				15%未満
神奈川県	山北町	○						○			5%未満
神奈川県	開成町		○	平成30		4					10%未満
											20%未満
神奈川県	箱根町		○	平成24		12					
											10%未満
神奈川県	真鶴町	○						○			
神奈川県	湯河原町	○					○				15%未満
神奈川県	愛川町	○						○			20%未満
神奈川県	清川村	○					○				10%未満

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																														
		(1) 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																														
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費																
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	補足事項						
33	33	33	0	0	0	3	3	3	30	30	0	33	0	0	0	3	3	3	30	30	0	17	10	10	0	7	7	7	0	0	0	33	17	17	0	15	15	15	1	1	0	32						
神奈川県	横浜市	○							○	11,630		○							○	63,100										○	○	20,576											支給平均額は令和3年度予算に計上した単価					
神奈川県	川崎市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0						○				○	18,300	3,832								・支給平均額は令和2年度実績額を入力。(実績がない費目は0円入力) ・修学旅行費の平均支給額については、新型コロナウイルスの影響により代替行事を日帰りで行ったため、例年より額が少なくなっている。				
神奈川県	相模原市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0						○	○	14,603												校外活動費(宿泊を伴うもの)、通学費は実績がないため0円。 令和3年4月に、めがね購入費の上限額を12,000円→5,000円に変更したため、支給平均額(令和2年実績)が上限額を上回っている。				
神奈川県	横須賀市	○							○	11,630		○							○	51,060										○	○	2,846												通学用品費は第1学年を除く。 郊外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費は実績なし。				
神奈川県	平塚市	○							○	11,630		○							○	51,060		○			○	40,020	0			○			○	22,690	0									通学費・修学旅行費は、支給実績なし。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給額が例年と大きく異なるため、元年度支給平均額(上限3,650円)を記載。学校給食費は、令和2年4月～9月は臨時休業及び給食費無償化により保護者負担がなかったため、10月～3月の月支給平均額の11か月分を記載。				
神奈川県	鎌倉市	○							○	11,520		○							○	50,600		○	○	15,622						○	○	0													修学旅行費及び医療費は、実績なし。 校外活動費(宿泊を伴うもの)は、新型コロナウイルス感染症の影響があり、実績がありませんでした。			
神奈川県	藤沢市	○							○	11,630		○							○	60,000		○	○	22,309						○	○	3,229													医療費は実績がありませんでした。 学校給食費は令和3年度の公費計化に合わせ、就学援助認定者からの徴収を免除しているため、就学援助制度としての援助は行わないこととしました。 校外活動泊ありは、昨年度新型コロナウイルスの影響で実施した学校が無かったため、平均支給額を0円としました。			
神奈川県	小田原市	○							○	11,630		○							○	51,060		○				○	40,020	13,565			○			○	22,690	4,362									・学用品・通学用品費 1年は11,420円、2～6年は13,650円(定額) (通学用品費は学用品費に含む) ・学校給食費 1年は43,400円、2～6年は45,650円(定額) ・修学旅行費 新型コロナウイルスの関係で令和2年度は中止となったため、令和元年度の実績から支給平均額を算定			
神奈川県	茅ヶ崎市	○							○	13,650		○							○	40,600										○			○	21,490	16,370										通学費、医療費については実績無し			
神奈川県	逗子市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0						○	○	19,000																
神奈川県	三浦市	○							○	6,825		○							○	25,300		○	○	0						○	○	14,013														通学費、医療費は実績なし 郊外活動費(宿泊を伴わないもの)：令和2年度実績額算出が困難であるため、令和3年度予算に計上した単価を記載 オンライン学習通信費、実績なし		
神奈川県	秦野市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	3,743						○			○	22,690	9,197											医療費は実績なし。 学校給食費は減免としている。		
神奈川県	厚木市	○							○	11,630		○							○	51,060		○			○	40,020	2,303			○			○	21,890	4,268													
神奈川県	大和市	○							○	11,630		○							○	51,060		○				○	40,020	3,155			○			○	22,690	2,822												
神奈川県	伊勢原市	○				○	11,630	10,945				○			○	51,060	51,060													○	○	16,041														校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費及び検眼費については実績なし。 ・通学費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・同(宿泊を伴うもの)は、令和2年度支給実績なし ・学用品費(定額) 1年：1,520円(13%) 2年～6年：11,520円(87%)		
神奈川県	海老名市	○				○	11,520	10,251				○			○	50,480	50,480				○	○	0							○			○	21,670	6,291											「修学旅行費」、「校外活動費(宿泊を伴うもの)」、「学校給食費」は令和元年度実績に基づき計上している 「医療費」については、令和3年度予算額を計上している。		
神奈川県	座間市	○							○	11,630		○							○	51,060										○			○	22,690	20,277											・通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費は実績がないため0円		
神奈川県	南足柄市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0						○	○	7,047																
神奈川県	綾瀬市	○							○	11,630		○							○	51,060		○				○	40,020	0			○			○	22,690	22,690											【通学費】【医療費】実績なし 【修学旅行費】【校外活動費(泊あり)】令和3年度予算に計上した単価	
神奈川県	葉山町	○							○	11,630		○							○	51,060										○	○	0															「修学旅行費」については、コロナ禍による修学旅行中止に伴い、実績がありません。 新入学児童生徒学用品費等：小学校6年生(新中学校1年生)には、一定額(60,000円)支給。 修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)：実績なし。	
神奈川県	寒川町	○							○	11,630		○							○	51,060										○	○	0																
神奈川県	大磯町	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○	0						○	○	0																平均支給額が0円の項目に関しては、実績なし。 ・通学用品費は2年生以上。・学校給食費は、4・5月は休校のため給食なし。9～12月は給食無償化。 ・通学費・修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。・校外活動費については、学校学年毎に行き先が異なり、支給金額も異なる。
神奈川県	二宮町	○							○	11,630		○							○	50,600		○			○	39,620	0				○	○	0															
神奈川県	中井町	○							○	11,630		○							○	51,060										○	○	14,154																宿泊を伴う校外活動費は支給実績がありません。 修学旅行費については、令和元年度分の実績を記入。
神奈川県	大井町	○							○	11,630		○							○	51,060										○	○	17,509																
神奈川県	松田町	○				○	11,630	11,630				○			○	51,060	51,060														○	○	0															修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)実績なし ・修学旅行費については、令和2年度分の実績を記入。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)については、実績なし。
神奈川県	山北町	○							○	5,815		○							○	25,530										○			○	11,345	2,705													修学旅行費【支給実績なし】 校外活動費(宿泊を伴わないもの)【支給実績なし】 校外活動費(宿泊を伴うもの)【支給実績なし】
神奈川県	開成町	○							○	11,630		○							○	51,060										○			○	22,690	0													・通学用品費については2～6年生を対象として一定額2,270円を支給 ・校外活動費(宿泊あり・宿泊なし)及び生徒会費については上限額を定めているが、令和2年度は実績なし ・学校給食費は、令和3年度から無償化のため費目なし
神奈川県	箱根町	○							○	11,630		○							○	51,060										○	○	11,755																令和2年度は学校給食無償措置につき支給無し、校外活動費は令和2年度実施無しのため、令和元年度実施額 卒業アルバム代は令和3年新規のため、令和3年度予算単価を記入
神奈川県	真鶴町	○							○	11,630		○							○	51,060										○			○	21,580														

[illegible]

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
33	33	6
神奈川県	横浜市	【認定基準について】 ・給与所得、公的年金等所得のいずれか又は両方がある場合は、一人につき所得基準額に最大10万円を加えた金額で審査している。 ・ひとり親世帯又は父母以外の方が児童生徒を養育する世帯は、所得基準額に35万円を加えた金額で審査している。 ・所得者が複数いる世帯は、主たる所得者以外の所得者一人につき所得基準額に最大35万円を加えた金額で審査している。 ・障害者のいる世帯(障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)等をお持ちの方)及び個別支援学級又は特別支援学校に在学する児童生徒のいる世帯は、対象者一人につき所得基準額に35万円を加えた金額で審査している。 ・医療費控除を受けた世帯は、所得基準額に医療費控除額と10万円を加えた額で審査している。
神奈川県	川崎市	I、1、(1)、ウ及びI、2、(5)、ウについて、川崎市の就学案内については、外国籍の方に対してのみ送付しており、就学案内送付時に就学援助についての案内を同封している。
神奈川県	相模原市	・令和2年度から、児童生徒1人につき1枚から世帯で1枚の申請に変更した。 ・令和2年度から、交付対象期間を4月から翌年3月までとしていたものを8月から翌年7月までに変更した。 ・上記認定期間の変更により、令和2年度から、中学校のデリバリー給食の現物給付を通年実施とした。 ・令和2年度から、修学旅行費の事前支給を要保護児童生徒のみではなく準要保護児童生徒に拡大実施し、保護者は旅行費用の一切の負担をなくし児童生徒を安心して旅行に参加できる取組を開始した。 ・令和3年度から、前年度交付決定者の申請書の提出を不要とした(令和2年度交付決定者は令和3年度の申請不要)。
神奈川県	横須賀市	
神奈川県	平塚市	
神奈川県	鎌倉市	
神奈川県	藤沢市	
神奈川県	小田原市	
神奈川県	茅ヶ崎市	
神奈川県	逗子市	
神奈川県	三浦市	
神奈川県	秦野市	
神奈川県	厚木市	
神奈川県	大和市	
神奈川県	伊勢原市	
神奈川県	海老名市	
神奈川県	座間市	
神奈川県	南足柄市	
神奈川県	綾瀬市	
神奈川県	葉山町	
神奈川県	寒川町	
神奈川県	大磯町	
神奈川県	二宮町	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う小中学校一斉臨時休業期間、給食を実施しない分散登校期間について、昼食代の援助として準要保護者に給食費相当額を支給した。
神奈川県	中井町	令和2年度より中学校における給食費の無償化を実施している。
神奈川県	大井町	
神奈川県	松田町	
神奈川県	山北町	
神奈川県	開成町	
神奈川県	箱根町	
神奈川県	真鶴町	
神奈川県	湯河原町	
神奈川県	愛川町	令和2年度は、4、5月が新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、休校となったため、就学援助対象世帯に対し、児童・生徒1人あたり、1万円の補助を実施した。
神奈川県	清川村	